

学校いじめ防止対策基本方針

1 学校教育目標 「自他を認め、思いやりをもって、他と関わり合う生徒」の育成

2 伸ばしたい生徒の資質能力 「共感力・表現力」

3 指導の重点

「居がい」…生徒を主語にした目的と活動

- ・学び合い、「わかる」「できる」を実感する授業
- ・仲間と関わり、共に成長を実感する活動（学級学年・生徒会・カラー活動・各種行事）

「やりがい」…一人ひとりが安心して、自分の力を発揮できる

- ・生徒のやりがいに伴走
- ・やりがいから居場所を見つける
- ・部活動の地域展開

「地域と共創」…みんな当事者、学校だけでは解決できない課題を新しい切り口で、共に創り上げる

- ・学校運営協議会
- ・地域学校協働本部

「自分らしさ」…誰もが自分らしくあるために、学校の当たり前を見直し、困りごとを減らしていく

4 組織

いじめ防止等対策委員会

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援リーダー、
その他校長が必要と認める者(担任、部活動顧問等)

拡大いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員、PTA代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
学校運営協議会、関係機関代表

5 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為だが、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷つき、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもがそのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。そのために「いじめを許さない」学校風土作りに力を入れていく。

6 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

- ・「それはおかしい」と言える学級づくりを全職員で指導する。
- ・生徒の様子を観察したり、声掛けをしたりして相談できる雰囲気を保つ。
- ・担任との交換日記や休み時間での会話を通し、生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒が相談できる人間関係を構築する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、十分注意を払い、いじめに該当するかを判断する。
- ・朝・帰りの会、給食時に複数の教員が学級に入るなど、学年全体で見る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① アンケートの実施

- ・定期的（毎月）に学校生活向上アンケート調査を実施して実態把握に努める。実施に当たっては、いじめを許さないという雰囲気をつくるために全学級で時間をそろえて実施し、全員に時間いっぱい取り組ませることにより生徒が記述しやすい環境を作る。

② 相談体制の整備

- ・担任や学年部職員等による教育相談を年3回、毎学期実施する。
- ・毎月の学校生活向上アンケートに教育相談機能を設ける。
- ・その他の相談は必要に応じて随時行う。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の充実に努める。
- ・スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ・ネット安心安全講座を実施する（10月末頃に講座を実施予定）。
- ・Chromebookの活用に伴い、情報リテラシー教育の充実に努める。

④ 関係機関と連携したいじめ未然防止教育の推進

- ・SOSの出し方教育の実施（教育推進課）。
- ・すそのんほっと相談の実施（教育支援センター相談室）。
- ・SC、SSW、ふれあい、学校支援員等と協働し、必要に応じて関係機関と連携を図る。

(3) 人権教育の推進

① 道徳教育の充実

- ・生徒の心の内面を育てていくための話し合いを基本とした道徳の時間の充実を図り、自己の生き方についての考えを深める。
- ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図る。

② 人権意識の向上

- ・人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付ける。
- ・生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくり。

(4) 生徒の自主的活動の場の設定

① 生徒会活動の充実

- ・縦割り活動や自主的、実践的活動を通して、ともに支え合う望ましい集団づくりをめざす。
- ・生徒会を通じて、自治的能力やリーダーシップ等の育成を図る。
- ・生徒総会や専門委員会活動の中に、いじめのない明るく楽しい学校づくりを趣旨とする取組や活動を取り入れる。

② 学級を基盤とした人間関係づくり

- ・正義を堂々と語る集団、正当な意見が通常の世論として存在している集団を形成する。
- ・学級に生ずる諸問題を解決する経験を積む。
- ・学級の状態を把握し、人間関係づくりのスキルを理解・習得する。

(5) 保護者や地域への啓発

- ① PTA の各種会議や懇談会等で、実態や指導方針などの情報を提供する。
- ② HP や学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行う。
- ③ 携帯電話や PC 等の使用について、保護者の協力を呼びかける。
- ④ ネット掲示板等への書き込み等について、保護者への啓発活動を行う。
- ⑤ いじめ防止対策関係の外部機関を紹介する。
- ⑥ 必要に応じて、挨拶運動や登下校指導を PTA や地域住民等と連携して行う。
- ⑦ 小学校と情報交換を行い、日頃の教育実践に生かす。

(6) いじめに関する教職員の研修

- ① いじめ防止対策に係る研究協議等を計画的に実施する。
- ② 「報・連・相・報」と複数の教職員による確認体制を徹底する。
- ③ 学校として配慮が必要な生徒についての対応を全職員で共有する。

(7) いじめへの対応

- ① 正確な事実の収集(発見・通報を受けた場合には、複数での聞き取り等を行う)
- ② 聞き取った情報は学年主任と生徒指導主事に報告。
- ③ 生徒指導主事は管理職に報告し、指導方針の決定(対策委員会の招集等)
- ④ 打ち合わせ等で報告を行い、情報の共有を行う。
- ⑤ いじめを受けていた被害生徒、保護者への報告と支援。
- ⑥ いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼。
- ⑦ 集団への指導(個人が特定されない配慮をする)
- ⑧ いじめ防止のための継続した指導。解消されるまでの追跡調査。
- ⑨ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談や通報を行い、連携を図って対応する。

☆重大事態が発生した場合には、裾野市教育委員会に報告し指示に従う。

(8) 重大事態への対応

重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。